

掛川市条例第17号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。）<u>第8条第1号イ(1)及びロ(1)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき265,000円</p> <p>(b) <u>省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき93,000円</p>	<p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。）<u>第10条第1号イ(1)及びロ(1)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき265,000円</p> <p>(b) <u>省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき93,000円</p>

- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - (a) 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき422,000円
 - (b) 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

ウ その他の建築物

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - a 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき265,000円
 - b 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき93,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - a 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき422,000円
 - b 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

2 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

- (1) (略)
- (2) その他の場合
 - ア (略)
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅
 - (ア)・(イ) (略)
 - (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - (a) 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき133,000円

- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - (a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき422,000円
 - (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

ウ その他の建築物

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき265,000円
 - b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき93,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
 - a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき422,000円
 - b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

2 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

- (1) (略)
- (2) その他の場合
 - ア (略)
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅
 - (ア)・(イ) (略)
 - (ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分
 - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
 - (a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき133,000円

(b) 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき47,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき214,000円

(b) 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき81,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき133,000円

b 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき47,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき214,000円

b 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき81,000円

3 (略)

(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき47,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき214,000円

(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき81,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき133,000円

b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき47,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき214,000円

b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき81,000円

3 (略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。